

沼津市地域包括支援センター運営業務委託
優先交渉権者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

地域包括支援センターについては、平成 17 年の介護保険法改正で定められた「地域包括ケア」の体制を支える地域の中核機関として位置づけられ、介護保険法第 115 条の 46 に規定されており、市町村はその目的を達成するため、センターにおいて事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとされている。

本市においては、平成 18 年 4 月 1 日に市内 8 か所に設置し、本市の高齢者保健福祉計画見直しに伴い、平成 29 年 4 月 1 日には市内 11 か所に設置数を増やした。しかしながら第 9 次高齢者保健福祉計画において、より住民の利便性を高めるために支所を増やし、令和 5 年度からは 10 か所に設置し運用している。

このような経緯の中、地域包括支援センターか所数の再編による、地域包括支援センター受託事業者の見直しはたびたび行われてきたものの、平成 18 年の設置以来見直しが行われていない事業者がある。

については、上記に係る事業者の見直しを行うため、プロポーザル方式（※）による優先交渉権者の選定をおこなう。

この要領は、「沼津市地域包括支援センター運営業務委託優先交渉権者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い優先交渉権者として選定し、沼津市地域包括支援センター運営協議会での採択後、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結する予定。

2 契約の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 沼津市地域包括支援センター運営業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「沼津市地域包括支援センター運営業務委託 公募仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (4) 契約金額 | 提案限度額
①きせがわ地域包括支援センター 24,300,000 円（非課税）
②かどいけ地域包括支援センター 24,100,000 円（非課税） |
| (5) 契約区分 | (4) ①、②の区分に従い、それぞれ優先交渉権者の選定を行う。 |

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市市民福祉部長寿福祉課（〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市役所内）
担当 佐藤、臼田

電話 055-934-4866

FAX 055-934-2594

E-mail chouju@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の（１）から（５）、（１１）のいずれかに該当する者及び（６）から（１０）のいずれかを満たさない者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間に該当した場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- （２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- （３）沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- （４）沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- （５）国税及び沼津市税の滞納がある者
- （６）対象地区内に、令和 8 年 3 月 31 日までに現担当の地域包括支援センターと引継ぎを終え、令和 8 年 4 月 1 日に地域包括支援センターを開設できること。
- （７）過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）に介護保険サービスの提供実績があること
- （８）地域包括支援センターを設置する土地・建物について、所有権を有すること若しくは取得が見込まれること又は賃貸借契約の締結が確実であること。土砂災害及び津波等による浸水のおそれがある箇所に所在していないこと。法令等に基づく許認可等の処分を要する場合は、当該処分が受けられること又は受けられる見込みであること。
- （９）地域包括支援センターの開設、設備、運営等に必要な自己資金等の確保ができること。ただし、これらの必要な自己資金で借入を行っている場合は、借入金の返済計画が適切且つ実現性があること。
- （１０）法人の役員等が、過去 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。
- （１１）前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 7 年 7 月 1 日（火） ホームページに掲載

2	質問受付	令和7年7月11日(金) 17時までに電子メールで
3	質問回答	令和7年7月16日(水) 17時までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込	令和7年7月25日(金) 17時必着
5	プロポーザル参加承認及び選考会当日案内の通知	令和7年8月1日(金) 12時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出	参加承認日から令和7年8月15日(金) 17時まで
7	選考会	令和7年9月4日(木) 予定
8	沼津市地域包括支援センター運営協議会による契約候補者の協議	令和7年9月 予定
9	結果の通知	令和7年9月 予定
10	契約締結	令和7年10月 予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(2)(3)(4)(5)(6)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式2)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 1部(様式1)

(2) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式3)

(3) 登記簿謄本等 1部(申込日から3か月以内に発行されたもの)

- ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書
- ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書

(4) 財務諸表

- ・法人登記している事業者は、直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」
 - ・個人事業者の場合は、直近事業年度の青色申告書又は確定申告書
- (5) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出）
（市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出）
- ① 沼津市税納税証明書
 - ・法人登記している事業者は法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ・個人事業者の場合は市県民税納税証明書（最新のもの）
 - ② 沼津市固定資産税納税証明書（最新のもの）
 - ③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出
- (6) 使用印鑑届兼委任状（様式4）
- 参加申込から請求まで使用する印鑑を押印。社印（角印）は任意だが、代表者印（丸印）の押印は必須とする。
- また、参加申込から請求までを、本社ではなく支店や営業所に委任する場合は、「営業所等に事務を委任する場合」の記入を必須とする。
- ※なお（3）（4）（5）については、写しの提出を可とする。

8 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ① 企画提案書提出届（様式5）
 - ② 地域包括支援センター運営に関する事項（法人概要）（様式6）
 - ③ 地域包括支援センター運営に関する事項（法人としての社会貢献度）（様式7）
 - ④ 地域包括支援センター運営に関する事項（同種業務実績表）（様式8）
- 記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書の写し）を添付
- ⑤ 地域包括支援センター運営に関する事項（応募動機）（様式9）

- ⑥地域包括支援センター運営に関する事項（公正・中立性の確保）（様式 10）
- ⑦地域包括支援センター運営に関する事項（職員確保）（様式 11）
- ⑧地域包括支援センター運営に関する事項（危機管理）（様式 12）
- ⑨地域包括支援センター運営に関する事項（事業方針）（様式 13）
- ⑩地域包括支援センター運営に関する事項（準備計画）（様式 14）
- ⑪地域包括支援センター運営に関する事項（設置計画）（様式 15）
- ⑫地域包括支援センター運営に関する事項（利便性と利用者への配慮）（様式 16）
- ⑬見積書（様式自由、押印不要）

（２）企画提案書等の規格

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①「（１）提出書類」のうち、②～⑬については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の１ページ目の右上に挿入すること。
- ②「（１）提出書類」は、日本産業規格 A 4 で作成する。このうち、②～⑫については、この順に左綴じしたものを１部とし、これを 11 部提出する。（うち 10 部は写しでも可）A 4 以外のサイズを用いる場合は A 4 サイズに折りたたむこと。

（３）その他、注意事項

- ①見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ②本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の優先交渉権者の選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ③見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること
- ④提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

10 提案する内容

別紙「沼津市地域包括支援センター運営業務委託 公募仕様書」に示す業務について、別表「評価項目」を参考に、実施方法や取り組むべき先進事例等の提案を行うこと。

11 選考

（１）選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「沼津市地域包括支援センター運営業務委託優先交渉権者選定委員会」において総合的に評価を行い、得点の総計が最も高い提案をした者を優先交渉権者として選定する。ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が 180 点を超える者がいなかった場

合は、優先交渉権者を選定しない。

なお、得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、選定委員による多数決により優先交渉権者を選定する。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

(3) 選考会（プレゼンテーション）

発表時間等は1参加者につき20分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。

プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

(4) 契約候補者の決定

優先交渉権者の選定後、沼津市地域包括支援センター運営協議会において、契約候補者として適切であるかを協議し、決定するものとする。

12 選考結果の通知

契約候補者決定後、結果については書面にて通知する。評価内容は沼津市ホームページ上にて公表する。なお、参加者自身の評価については、市にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等を提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の(1)～(5)・(11)のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (6) プレゼンテーションの指定時間に来場しなかったとき

14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が「13 参加者の失格」の(1)～(6)のいずれかに該当したとき又は、沼津市地域包括支援センター運営協議会で採択されなかったときは、優先交渉権者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者を優先交渉権者として選定する。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとする。登録のない者については、契約の権限を有する代表者名を記名し、参加申込時に提出する使用印鑑届と同じ印鑑で押印するものとする。ただし、「7（2）暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書、（6）使用印鑑届兼委任状」については、法人（本社）代表者実印の押印を必須とする。

別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1) 法人に関する事項	①法人の運営方針	10	50
	②給与の支払い及び処遇体系の整備状況	10	
	③法人としての社会貢献度	10	
	④介護サービス事業実績	10	
	⑤経営の安定性	10	
(2) 運営に関する事項	⑥地域包括支援センターの公募に応募した動機	5	200
	⑦公正・中立性の確保に対する考え方や取り組みについて	10	
	⑧職員配置予定者	10	
	⑨法人における職員確保に関する状況（職員確保体制）	10	
	⑩職員の研修等の実施について	10	
	⑪個人情報の保護・管理について	5	
	⑫災害時・緊急時の24時間対応について	5	
	⑬苦情処理と業務への反映について	5	
	⑭介護予防ケアマネジメントへの取り組みについて	10	
	⑮総合相談支援業務について	20	
	⑯高齢者虐待防止等、高齢者の権利擁護の取り組みについて	20	
	⑰包括的・継続的ケアマネジメントについて	20	
	⑱多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築への取り組みについて	20	
	⑲認知症に関する取り組みについて	10	
	⑳応募地区の現状及び課題をどのように捉えているか、課題解決の為の方策は何が考えているか	40	
(3) 設置に関する事項	㉑地域包括支援センター開設までの準備計画（内容、スケジュール、資金計画）	10	50
	㉒地域包括支援センターの設置計画（設置方法、設置場所）	20	
	㉓地域包括支援センターの利便性と利用者への配慮	20	
		300/300	

ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均が180点を超えるものがいなかった場合は、優先交渉権者を選定しない。